

お客様 各位

## 【さくら記帳代行センター】 各種ご案内

平成18年 7月 1日

さくら記帳代行センター

代表 石川 維 雪

いつもお世話になります。

ご連絡すべき事項が数件ございますので、以下ご一読願えますと幸いです。

特に の部分は該当する方は必ず対応が必要となります。

必ずお読みいただき、ご対応ください。

----- <ヘッドライン> -----

(A) 7月10日の源泉税の納付について

(B) 法人の飲食費（交際費）の取り扱いについて

(C) 特殊支配同族会社の課税強化について

(D) 本年末の年末調整より「地方税の届」が必要となる件

(E) 会社法の改正について

（有限会社から株式会社へ、確認会社から一般の会社へ）

(F) F A Xでのご連絡について

-----

( A ) 7月10日の源泉税の納付について

\* 源泉税を毎月納付している方は関係ありません。

半年に1回、源泉税を納めている方は、18年1月～6月の分の納付が、7月10日が期限となります。

弊社に納付書のご依頼をいただく予定の方で、まだ報告をいただいていない方は、至急ご用意をよろしくお願い申し上げます。

なお、すでに会計処理が終わっている期間は、弊社で内容が分かりますので、それ以降の分について以下に該当するものがあれば教えてください。

- ・ 給与、賞与の明細（6月30日までに支給するもの）
- ・ 弁護士、司法書士、社労士などへの支払いで、源泉税が関係しているもの（請求書、領収書などをご用意ください）
- ・ 外注者の方で、10%の源泉税を引いている場合、その明細

---

（B）法人の飲食費（交際費）の取り扱いについて

\* 個人事業の方は関係ありません。

- ・ 先にもご案内の通り、1人当たり5,000円までの飲食については「10%経費除外」から外れて、全額が経費と認められることになりました。
- ・ これは18年4月以降に「開始される」期から適用となります。  
つまり、3月決算・4月決算・5月決算の各法人は、この4月・5月・6月に開始された期から、すでにこれが適用となっています。  
（例・9月決算の企業では、この10月から適用です）
- ・ 弊社の処理基準は以下のようになります。

会議費と認められるもの      会議費  
（アルコールの入らない、1人3000円程度までの飲食）

交際費とならない接待飲食代      飲食費  
（1人5,000円以内の飲食）

交際費となる飲食費      交際費  
(1人 5,000円を超える飲食、飲食以外の交際費)

上記基準を使用するため、飲食の領収証には必ず「参加人数(自分も含めた総人数)」「接待の相手」を記載してください。

(例) 株A B C 田中氏他、全6名

人数の分からない飲食の領収証がある場合には、毎回問い合わせることは物理的に無理なので、一律、以下の処理とさせていただきます。  
悪しからずご了承ください。

1万円以下の飲食      飲食費  
1万円を超える飲食      交際費

---

#### (C) 特殊支配同族会社の課税強化について

\* 特殊支配同族会社とは会社の形態に関わらず、以下の2項目に該当する企業すべてが該当します。(有限会社、株式会社、合資会社、法人等すべて)

資本金の90%以上を代表者とその親族が所有  
実際に活動している役員の1/2以上が代表者とその親族

弊社のお客様のほとんどは、これに該当すると思われますが、2つ下の除外規定が適用される企業も大変多いと思われます。

- ・ 18年4月1日以降に「開始される」期から適用となります。
- ・ 過去3年の平均の実績で「社長の給与+会社の利益」が800万円以内の場合には、除外となります。  
(新規設立などで過去3年がない場合は、過去2年、過去1年、当該年度などが基準となります)

- ・特殊支配同族会社に認定されると、社長給与の給与控除分が法人税の対象となり、赤字会社でも最低 80 万円程度の納税が発生します。  
(給与額や利益が大きければ大きいほど、増税は多くなります)
- ・特殊支配同族会社に該当するかどうかは、その期の期末の状態ですべて判断されます。

(例) 3月決算の会社

この4月から始まっている期が該当します。  
来年3月末の時点で、上記に該当するかで  
対象となるかどうか判断されます。

(例) 9月決算の会社

この10月から始まる期が該当します。  
来年9月末の時点で、上記に該当するかで  
対象となるかどうか判断されます。

弊社では、3月決算の会社から順に上記条件に該当するかどうかの判断を行って  
いきたいと思っております。  
今後は、個別の対応になりますので、よろしくお願い申し上げます。

-----  
(D) 本年末の年末調整より「地方税の届」が必要となる件

- ・従来は年末調整時には地方税の届は任意で、各従業員が自分で申告することが一般的  
でしたが、この18年末の年末調整より、地方税の届についても各企業が地方自治体  
に届を出さなければならないことになりました。
- ・このため、企業で年末調整時に各市町村へ届を出しますので、各自ごとに申告してい  
ただくことはなくなります。  
(複数の企業から収入がある方は、住民税確定申告が必要です)

なお、上記届の作成費用として、1自治体当たり1,000円の費用を頂戴することを  
予定しておりますので、悪しからずご了承ください。

-----  
( E ) 会社法の改正について ( 有限会社から株式会社へ、確認会社から一般の会社へ )

- ・ 18年5月1日より施行されている新会社法により、いろいろな改正が行われましたが、ご留意いただくべき点のみ上げさせていただきます。

現在「株式会社」の方

特に何もすることはありませんが、念のため登記簿謄本に「株式の譲渡制限 ( 譲渡の際に取締役会等の許可が必要 )」が入っているかどうかを確認してください。これが入っていないとちょっと面倒です)

- ・ 現在「有限会社」の方

特例法で「有限会社」とう名称はそのまま使用できます。  
また、有限会社のままでよい方は、何もする必要はありません。

「株式会社」への組織変更をご希望になる場合は、司法書士などをご紹介しますので、ご一報ください。

現在「確認有限会社、確認株式会社」の方

定款から「5年以内に増資しない場合は解散」という項目を削除する必要があります。( 残しておく、この項目は有効になります )

削除の登記をご希望の方は、ご一報ください。  
提携の司法書士などをご紹介します。

- ・ 現在「個人事業主」で、法人設立をお考えの方

資本金1円から、株主・役員1名から設立が可能です。ご希望の方はご一報ください。

なお、上記(C)にひっかかりますと法人を設立して節税することはできなくなりますので、ご留意ください。

---

( F ) F A X でのご連絡について

- ・最近いただいた F A X で、どのお客様から送信されたかが不明のものが数点ございました。
- ・弊社では常に同時進行で数十社の会計処理を行っておりますので、F A X を見ただけではどの企業のものか判断できないことが多くございます。
- ・F A X には必ず「送信元」をご記入ください。

6月30日にいただいた F A X で、不明のものが2点ございます。  
当日 F A X を送信いただいた方がいらっしゃいましたら、念のためご一報ください。

< さくら記帳代行センター 世田谷事務所 >

〒157-0072 東京都世田谷区祖師谷5-32-31

TEL / 03-3483-8221

( 営業時間 : 10時~13時・14時~18時、土曜・日祝 定休 )

FAX / 03-3483-8221

Email / [info@sakura-kicho.com](mailto:info@sakura-kicho.com)